

# 兵庫県公報

平成28年9月30日 金曜日 第2837号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（生活支援課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止の届出（同）	2
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	4
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	6
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
<b>病院局公告</b>	
○ 入札公告	8
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	14
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	14
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	14
<b>教育委員会規則</b>	
○ 旧高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則	15
<b>公安委員会告示</b>	
○ 機械警備業務管理者講習の実施	16
<b>警察本部公告</b>	
○ 落札者等の公示	17

## 公布された法令のあらまし

### ●旧高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第11号）

経済的な理由により奨学資金の返還が著しく困難な者について、負担の軽減を図るため、返還猶予に係る事由を追加するとともに、返還猶予期間の見直しを行う等所要の整備を行うこととした。

## 告 示

### 兵庫県告示第838号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定

する。

平成28年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	淫暴の夜 繰り返す正夢	オーピー映画
同	絶倫不倫 ギンギラギンにいやらしく	新東宝映画
同	恋するプリンセス ふりんぷりんなお尻	オーピー映画
同	巨乳 v s 巨根 ～倒錯する塔愛～	オーピー映画
同	変態だ	松竹ブロードキャスティング
同	お嬢さん (原題) HANDMAIDEN	ファントム・フィルム



**兵庫県告示第839号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成28年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術所名称	所在地	施術者	住 所	指定年月日
しのび鍼灸整骨院	西脇市岡崎町452-1	藤 井 聡	西脇市野村町茜が丘34-3	平成28年 6月22日
まごころ整骨院	川西市萩原台西3-1-2	貫 野 茂	伊丹市森本7-51	同 年 8月 1日
らいおん堂鍼灸整骨院	淡路市釜口1315-1	白 砂 久 司	淡路市久留麻53-15	同 年 7月26日



**兵庫県告示第840号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定施術者から廃止の届出があった。

平成28年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術者

施術所名称	所在地	施術者	住 所
鍼灸マッサージルームりと〜ろ	三木市緑が丘町東1-1-25	武 限 大 樹	神戸市西区学園東町5-1-504-302



**兵庫県告示第841号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員就任の届出があった。

平成28年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**養宜土地改良区**

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 口 輝 明	南あわじ市八木入田316番地
同	太 田 耕 治	同 市八木入田221番地
同	長 谷 光 登	同 市八木入田80番地
同	太 田 成 則	同 市八木入田99番地
同	太 田 正 一	同 市八木入田125番地 1
同	山 口 正 彦	同 市八木入田85番地
同	赤 松 強	同 市八木養宜中167番地
同	赤 松 茂 寿	同 市八木養宜中344番地 2
同	片 桐 千 尋	同 市八木養宜中228番地
同	武 市 和 也	同 市八木養宜中119番地
同	柏 木 宗	同 市八木養宜上227番地
同	細 川 満	同 市八木養宜上1561番地
同	前 野 勝 洋	同 市八木養宜上1571番地
同	柏 木 英 之	同 市八木養宜上120番地
同	藤 江 伸 治	同 市八木養宜上622番地
同	坂 本 安 弘	同 市八木養宜上457番地
監 事	増 田 順	同 市八木入田90番地
同	細 川 孝 夫	同 市八木養宜中255番地
同	前 野 拓 也	同 市八木養宜上1514番地



**兵庫県告示第842号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年 9月15日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所

農村地域防災減災事業	大谷水利地区	平成28年 9月30日から 同 年10月20日まで	三木市役所
------------	--------	------------------------------	-------



**兵庫県告示第843号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社棚澤八光社  
大阪府東大阪市西石切町2丁目1番10号  
代表取締役社長 棚 澤 肇
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社棚澤八光社上月工場  
佐用郡佐用町櫛田1854-6
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設		
能 力	300kg/時		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	な し		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	2～4	2～4
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	23	25
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	27	30
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	100	150
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	10未満	10
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1未満	0.1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	0.5未満	0.5

	銅 含 有 量 (単位 mg/L)	5	18
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		36	42

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成28年 9月30日から同年10月21日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び佐用郡佐用町住民課



**兵庫県告示第844号**

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成28年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域  
平成28年兵庫県告示第974号により指定した区域（芦屋市朝日ヶ丘町427番の一部）の全部
- 2 特定有害物質の名称  
ふっ素及びその化合物



**兵庫県告示第845号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近畿地方整備局姫路河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路計画）
- 2 作業期間  
平成28年 9月 9日から平成29年 2月28日まで
- 3 作業地域  
神戸市西区地先から揖保郡太子町地先まで



**兵庫県告示第846号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成28年 9月 1日から同年11月30日まで
- 3 作業地域  
加古川市平荘町山角



**兵庫県告示第847号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、明石市から次のと

おり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点及び出来形確認測量）
- 2 作業期間  
平成28年 9月15日から平成29年 3月25日まで
- 3 作業地域  
明石市鳥羽ほか地内（鳥羽新田地区）



**兵庫県告示第848号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
3級基準点測量（再設）
- 2 作業期間  
平成28年 7月13日から同年 9月 1日まで
- 3 作業地域  
西宮市北昭和町の一部



**兵庫県告示第849号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、豊岡市から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
平成27年11月30日から平成28年 2月23日まで
- 3 作業地域  
豊岡市内一円



**兵庫県告示第850号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送にて縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成28年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画道路  
3.3.1号阪神国道線ほか3路線

- 2 都市計画を変更する土地の区域  
 尼崎市昭通通2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目及び7丁目並びに東難波町5丁目、3丁目及び4丁目並びに西難波町4丁目、東浜町、西高洲町並びに大西町1丁目、2丁目及び3丁目並びに立花町2丁目及び3丁目
- 3 都市計画の案の縦覧期間  
 平成28年9月30日から同年10月14日まで
- 4 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び尼崎市都市整備局土木部道路整備担当

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年9月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオンタウン加古川  
 所在地 加古川市東神吉町出河字大判862番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	川村嘉則
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前  

名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都港区西新橋三丁目9番4号	川村嘉則
  - (2) 変更後  

名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	川村嘉則
- 4 変更年月日  
 平成27年10月1日
- 5 届出年月日  
 平成28年9月2日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成28年9月30日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 平成29年1月30日
  - (2) 提出先  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ハローズ姫路東店  
 所在地 姫路市阿保甲7-33ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により姫路市から聴取した意見の概要
  - (1) 街並みづくり等への配慮に関する事項  
 許可を得ている屋外広告物について、変更申請が必要な場合があるため、留意されたい。
  - (2) 開発行為に関する事項  
 姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例の第12条の手続を行うこと。
  - (3) 駐車場に関する事項  
 出口付近の構造は、当該出口から2メートル後退した車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する歩行者の存在を確認できるものとする。
  - (4) 都市計画に関する事項  
 計画地は、中播都市計画事業阿保土地区画整理事業区域内であるため、建築物、工作物を建築する場合は、土地区画整理法第76条による姫路市長の許可を受ける必要があるため留意されたい。
  - (5) 騒音発生に関する事項  
 店舗及び駐車場と隣接している住居が多いため、騒音苦情が発生した際の対策について十分に検討し、騒音苦情が発生した際は、速やかに対策を行うこと。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課
  - (2) 縦覧期間  
 平成28年 9月30日から 1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 たつの市龍野町宮脇字三反田68番3、75番1、75番1地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
 神戸市中央区相生町四丁目2番5号  
 シティハウス株式会社 代表取締役 土 井 将 樹
- 3 許可年月日及び許可番号  
 平成28年 8月23日  
 兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-30-2号（27たつの）

**病 院 局 公 告**

**入札公告**

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成28年 9月30日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

## 1 入札に付する事項

- (1) 工事名  
県立リハビリテーション中央病院自動火災報知機更新工事
- (2) 工事場所  
神戸市西区曙町1070
- (3) 工事概要  
工種 電気工事  
自動火災報知機の更新
- (4) 施工期間  
着工の日から平成29年3月24日（金）まで
- (5) 最低制限価格  
有
- (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格  
無
- (7) 入札方式  
制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）
- (8) 契約締結予定日  
平成28年10月下旬予定
- (9) 支払条件
  - ア 前払金 有
  - イ 中間前払金 有
  - ウ 部分払 有  
履行期間中2回以内とする。
  - エ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 有

## 2 応募方法

単独企業による。

## 3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

## (1) 資格要件

- ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による電気工事業に係る建設業の許可を有すること。
- ウ 兵庫県の一般競争入札参加資格の工種が電気工事であること。
- エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。  
なお、確認基準日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日まで失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。
- オ 兵庫県神戸県民センター管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、平成28年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の電気工事においてA等級及びB等級（総合数値660点以上の者に限る。）に格付けされていること。
- カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。
- ク 本工事に係る設計業務等の受注者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。
  - (イ) 本工事に係る設計業務等の受注者 株式会社 瀬戸本淳建築研究所

- (イ) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者。
- (ロ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- ケ 兵庫県発注の建築工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日(確認基準日)までに完了しない者は、建築工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。
- (2) 配置予定技術者の要件
- ア 次に掲げる基準を満たす建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。
- (イ) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。
- (ロ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係(原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係)があること。
- イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。
- ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。  
なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。
- 4 契約条項を示す期間及び場所  
建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。
- (1) 閲覧期間  
平成28年9月30日(金)から同年10月21日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 閲覧場所(公告事務を担当する部局)  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県病院局経営課業務班  
電話(078)341-7711 内線3450
- 5 入札参加資格確認資料の交付
- (1) 交付期間  
平成28年9月30日(金)から同年10月7日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 交付場所  
前記4(2)に同じ
- (3) 交付方法  
無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。  
なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。
- 6 入札参加の手続  
本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書(以下「申込書等」という。)を次に定めるところに持参により提出すること。
- (1) 提出期間  
平成28年9月30日(金)から同年10月7日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 提出場所  
前記4(2)に同じ
- (3) 提出部数  
1部
- (4) 提出資料等  
ア 制限付き一般競争入札(事後審査型)入札参加申込書(様式2号の2)  
イ 設計図書貸与申込書(様式9号)
- (5) その他

- ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。
- イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申込書等は、返却しない。
- エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

## 7 設計図書に対する質問

### (1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

#### ア 提出期間

平成28年10月3日（月）から同年10月17日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### イ 提出場所

前記4(2)に同じ

### (2) 回答書の閲覧

#### ア 閲覧期間

平成28年10月20日（木）から同月21日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### イ 閲覧場所

前記4(2)に同じ

## 8 入札手続等

### (1) 入札及び開札の日時

平成28年10月24日（月）午後2時30分

### (2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁西館 1階大入札室

### (3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

### (4) 入札保証金

免除する。

### (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札におい

て、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。)

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約当事者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

## c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

## ウ 提出方法

前記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

## 10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容及び適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

## 11 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県病院局が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

## 12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。

(2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

(3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。

(4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

## 13 その他

(1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。

(2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。

(3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提出すること。

(4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第80号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年 9月30日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

表三田市の項中

「

	三田市立有馬富士共生センター	三田市尼寺968
--	----------------	----------

」

を

「

	三田市立有馬富士共生センター	三田市尼寺968
	三田市さんだ市民センター	三田市三田町22—19

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成28年 9月30日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 92,764

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 679,773



兵庫県選挙管理委員会告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成28年 9月30日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

(選挙区名)	〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕
神戸市東灘区	57,995

神戸市灘区	36,090
神戸市中央区	35,371
神戸市兵庫区	30,402
神戸市北区	61,723
神戸市長田区	27,141
神戸市須磨区	45,926
神戸市垂水区	62,039
神戸市西区	67,736
姫路市	139,962
尼崎市	129,047
明石市	82,328
西宮市	131,735
洲本市	12,948
芦屋市	26,705
伊丹市	55,079
相生市	8,586
豊岡市	23,495
加古川市	74,016
たつの市及び揖保郡	31,013
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	23,523
西脇市及び多可郡	17,810
宝塚市	64,284
三木市	22,255
高砂市	25,766
川西市及び川辺郡	53,193
小野市	13,359
三田市	31,534
加西市	12,660
篠山市	12,049
養父市	7,111
丹波市	18,454
南あわじ市	13,827
朝来市	8,903
淡路市	13,037
宍粟市	11,150
加東市	10,879
加古郡	18,204
神崎郡	12,361
美方郡	9,750

### 教 育 委 員 会 規 則

旧高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月30日

兵庫県教育委員会

教育長 高 井 芳 朗

兵庫県教育委員会規則第11号

#### 旧高等学校奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

高等学校奨学資金貸与規則を廃止する規則（平成19年兵庫県教育委員会規則第10号）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧高等学校奨学資金貸与規則（平成14年兵庫県教育委員会規則第14号）

の一部を次のように改正する。

第17条中「ただし、返還を猶予することができる期間は、1年以内の期間とし、更に必要に応じて1年以内の期間をもって延長することができるが、猶予の期間は、通算して10年を超えることができない。」を削り、同条第2号中「病気」の右に「、経済的事情」を加え、「理由」を「事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による返還を猶予する期間は、1年以内の期間とし、更に必要に応じて1年以内の期間をもって延長することができる。ただし、前項第2号に掲げる事由による返還を猶予する期間は、通算して10年を超えることができない。

第18条中「第17条」を「第17条第1項」に改める。

様式第9号中

「

- |   |                   |                |
|---|-------------------|----------------|
| 1 | 引き続き高等学校等に在学している。 |                |
| 2 | 短期大学、大学等に在学している。( | 学校)            |
| 3 | 災害、病気その他やむを得ない事由( | )で返還が著しく困難である。 |

」

を

「

- |   |                         |                  |
|---|-------------------------|------------------|
| 1 | 引き続き高等学校等に在学している。       |                  |
| 2 | 短期大学、大学等に在学している。(       | 学校)              |
| 3 | 災害、病気、経済的事情その他やむを得ない事由( | )により返還が著しく困難である。 |

」

に改め、同様式(注)の2中「診断書」の右に「、所得証明書」を加える。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

## 公 安 委 員 会 告 示

### 兵庫県公安委員会告示第305号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第13条において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年9月30日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

#### 1 講習の種別、実施期日等

##### (1) 講習の種別

法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習

##### (2) 実施期日

平成28年11月7日(月)から同月10日(木)までの4日間

##### (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

##### (4) 修了考査の実施

講習最終日に、修了考査(40問100分)を実施する。

#### 2 受講対象者

受講対象者に制限はない。

#### 3 受付期間等

##### (1) 受付期間

平成28年10月11日(火)から同月21日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後5時30分まで)

- (2) 受付定員  
40人
- 4 申込先  
兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。）の警備業担当係
- 5 申込時の提出書類  
機械警備業務管理者講習受講申込書 1通
- 6 受講手数料  
38,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。
- 7 受講日の携行品  
筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）
- 8 その他
- (1) 受講者の確定は先着順とし、受付定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、機械警備業務管理者講習受講申込書の記載に誤りのないようにすること。
- 9 講習委託先  
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
一般社団法人兵庫県警備業協会
- 10 問合せ先
- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線3046
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166

**警 察 本 部 公 告****落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成28年 9月30日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太 田 誠

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称  
よう撃捜査支援装置（映像伝送型）賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年 9月 6日
- 4 落札者の名称及び住所  
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社  
東京都港区芝浦一丁目2番3号
- 5 落札金額  
864,000円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成28年 7月26日